

水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱要領

1. 目的

消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する省令が公布され、小規模社会福祉施設に設置されることとなった特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については水道法の適用を受けることから適正な運用を確保するために必要な事項を定めることとする。

<解説>

スプリンクラー設備は、建築物の完全消火を目的としたものでなく、火災ができるだけ小さいうちに散水を開始して火災拡大を防止（火災抑制）し、消防活動・消火活動が開始されるまでの手段として使用されるものである

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「小規模社会福祉施設」とは、消防法施行令別表第1（6）項口に定める防火対象物をいう。
- (2) 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」とは、スプリンクラー設備の一種で、その配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。
- (3) 「水道直結式スプリンクラー設備」とは、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲をいう。
- (4) 「消防設備士」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第2項に規定する甲種消防設備士をいう。
- (5) 「所管消防署等」とは、水道直結式スプリンクラー設備が設置されている場所を所管する本市の消防署をいう。
- (6) 「湿式スプリンクラー設備」とは、給水源から末端のスプリンクラーヘッドまでの配管内は常に充水・加圧されている。火災時の熱によりスプリンクラーヘッドが作動すると、直ちにヘッドから放水される。
- (7) 「乾式スプリンクラー設備」とは、乾式流水検知装置から末端のスプリンクラーヘッドまでの配管内は、加圧空気源から供給される低圧空気により常に加圧されており、乾式流水検知装置が閉止状態に保たれている。火災時の熱によりスプ

リンクラーへッドが作動すると、管内の空気がヘッドより排出され、管内圧力が低下。これに伴い電磁弁等が開き、通水、ヘッドより放水される。

3 遵守事項

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が消防設備士の指導の下に行うこと。また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行うこと。
- (2) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防設備士が水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーへッドまでの部分について水理計算等を行うことになるので、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者（以下「設置者」という。）に対して当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結増圧方式の不可について指定工事業者が情報提供すること。
- (3) 設置者に対して、水道が断水のとき、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を了知させること。
 - ① 災害等の理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても佐倉市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に責任がないことを了知させること。
 - ② 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に了知させること。
 - ③ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に了知させること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は、管理者が負わない旨を設置者に十分説明し、了知させること。
- (5) 凍結防止のための水抜きが行われる場合においては、凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされるよう設置者に対して了知させること。

4 設計条件

給水装置としての設計審査にあたっては、以下の事項を遵守すること。なお、消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届け出ること。

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。

- (2) 設計水圧は、0.15MPa (1.47kgf/cm²) とする。
- (3) 給水方式は、直結直圧式は2階建てまでとする。直結増圧式は認めない。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあっては30L/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60L(120L)/分以上を確保する必要があること。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (6) 1)～4)の事項が満たされない場合、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要となるので、所管消防署等に相談すること。

5 材質・構造

水道直結式スプリンクラー設備の材質及び構造は、以下のとおりとする。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備は、消防法令適合品を使用するとともに、水道法施行令第5条及び、給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令に定められた、給水装置の基準に適合するものであること。
- (2) 湿式配管の場合（設備内に常時、水が充填されているもの）は、スプリンクラー管末に放水確認、水の停滞水及び停滞空気防止のために非飲用系の使用頻度の高い給水栓（トイレ等）を設けること。（ループ配管は認めない。）
- (3) 乾式配管（設備内に平時は水が充填されていないもの）の場合は、管末に放水を確認するための弁を設置すること。
- (4) 湿式配管、乾式配管のどちらにおいても、分岐点に停滞水が逆流しないように逆止弁等逆流防止措置を施すこと。
- (5) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。

6 申請

水道直結式スプリンクラー設備工事を申請する際は、給水装置工事設計施工審査申込書に次の書類を添付すること。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書
- (2) 水理計算書
- (3) 消防署の受付済の工事整備対象設備等着工届出書の写し

7 検査

使用材料、配管方法（目視又は施工写真等にて）の確認をし、末端給水栓の通水試験を行う（作動確認に関する事項は、消防署が行う）。また、維持管理上の必要事項及び連絡先の表示を確認する。

8 その他

- (1) 設置者および防火管理者に対し、水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指導すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備が用途変更等によって不要になった場合には、直ちに撤去すること。撤去にあたっては、給水装置工事の撤去申請が必要になります。

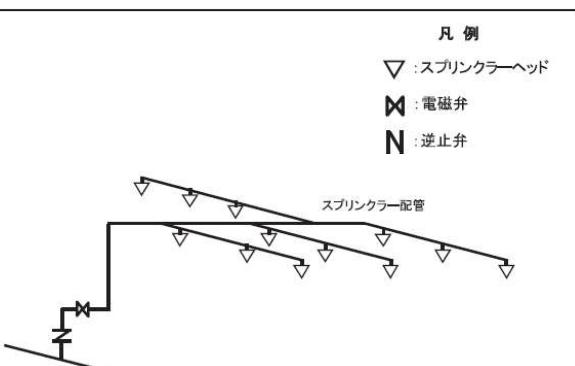
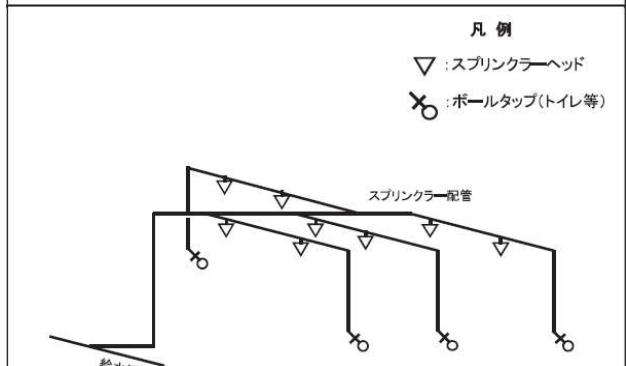
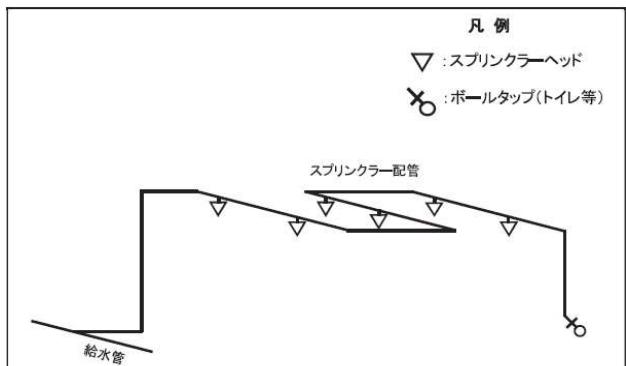
9 根拠法令

- (1) 消防法、同法施行令、同施行規則
- (2) 水道法、同施行令、同施行規則、佐倉市水道事業給水条例、同施行規定、工事施工基準
- (3) 「消防庁 消防予第131号 平成21年3月31日付 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」
- (4) 「厚生労働省 健水発第1221002号 平成19年12月21日付 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」

附則

この要領は、平成30年1月11日から施行する。

水道直結式スプリンクラー設備の給水方式の例



水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

年　月　日

佐倉市上下水道事業管理者 宛

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

指定給水装置工事事業者

所在地

名 称

(印)

設置場所

施設名称

消防設備士名

_____ (印)

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の遵守事項を十分理解し、承諾します。

記

- 当該直結式スプリンクラー設備の設計は、消防法令に規定された消防設備士の指導の下に施工いたします。また、事前に所管消防署等と協議いたします。
- 一時的な断水や水圧低下（制限給水・水道管破損事故・水道施設の工事等）及び当該地域の水圧により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、佐倉市上下水道部はその責を負わないことを確認します。
- 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても佐倉市上下水道部はその責を負わないことを確認します。
- 当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等からの通水状態に異常があった場合は指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
- 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。
- 水道直結式スプリンクラー設備は消防法適合品であるとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させスプリンクラー設置に、起因する紛争等については当事者間で解決し、佐倉市上下水道部には一切迷惑をかけません。
- 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付きであることを賃借人に了知させます。
- 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承します。